

## 平成21年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(独立行政法人名:大学入試センター)

| 契約名称及び内容                        | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地                      | 契約締結日     | 契約の相手方の商号又は名称及び住所         | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由  | 予定価格 | 契約金額        | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由                       | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考   |
|---------------------------------|---|-----------|---------------------------|--|------|-------------|-----|----------|---------------------------------------|----------------------|------|
| 後納郵便料金                          | 契約担当役 本木章喜<br>独立行政法人大学入試センター<br>東京都目黒区駒場2-19-23 | 平成20年4月1日 | 郵便事業㈱<br>東京都千代田区霞ヶ関1-2-2  | 郵便料金(会計規則第47条第1項第1号)   | 非公表  | 238,653,349 | -   | -        | 信書の送達が可能なのは当該事業者のみであるため。              | 9                    |      |
| 平成20年度法科大学院適性試験 試験問題冊子 他        | 契約担当役 本木章喜<br>独立行政法人大学入試センター<br>東京都目黒区駒場2-19-23 | 平成20年4月1日 | -                         | 試験問題は、その性質上絶対的に秘密を要するものであり、機密漏洩に対し万全の体制が整っている事業者としか契約できないため。(会計規則第47条第1項第1号)   | 非公表  | 11,157,798  | -   | -        | 秘密を保持しかつ当該契約を履行することが可能な者と契約するものであるため。 | 15                   |      |
| 特殊印刷物等の運送及びこれに附帯する業務 一式         | 契約担当役 本木章喜<br>独立行政法人大学入試センター<br>東京都目黒区駒場2-19-23 | 平成20年4月1日 | -                         | 試験問題等の特殊印刷物をセンター試験実施大学に輸送等するものであり、その性質上絶対的に秘密を要するものであるため。(会計規則第47条第1項第1号)  | 非公表  | 195,746,469 | -   | -        | 秘密を保持しかつ当該契約を履行することが可能な者と契約するものであるため。 | 15                   | 単価契約 |
| 例規執務サポートシステムの使用許諾               | 契約担当役 本木章喜<br>独立行政法人大学入試センター<br>東京都目黒区駒場2-19-23 | 平成20年4月1日 | ㈱ぎょうせい<br>東京都中央区銀座7-4-12  | 当該業者が排他的権利を有するため(会計規則第47条第1項第1号)   | 非公表  | 1,260,000   | -   | -        | 排他的権利により相手方が一つに定められるため。               | 1                    |      |
| 情報処理システムの開発及び運用支援業務             | 契約担当役 本木章喜<br>独立行政法人大学入試センター<br>東京都目黒区駒場2-19-23 | 平成20年4月1日 | 富士通㈱<br>東京都港区東新橋1-5-2     | 当センターでは、センター試験業務を行うに当たり、システムを構築し、受験生の成績処理等を行っているが、外部からの不正アクセスを防止し、秘密を保持しなければならずシステムの仕様及び計算機機器の構成は公開することができない。また、当該システムの開発は、システム開発事業者である当該業者のみが可能であるため。(会計規則第47条第1項第1号) | 非公表  | 51,189,075  | -   | -        | 秘密を保持しかつ当該契約を履行することが可能な者と契約するものであるため。 | 15                   |      |
| 大学入試センター平成18事業年度財務諸表に関する公告の官報掲載 | 契約担当役 本木章喜<br>独立行政法人大学入試センター<br>東京都目黒区駒場2-19-23 | 平成20年4月8日 | 東京官書普及㈱<br>東京都千代田区神田錦町1-2 | 官報公告における唯一の取引先であるため(会計規則第47条第1項第1号)  | 非公表  | 1,163,106   | -   | -        | 官報公告は相手方が一つに定められるため。                  | 6                    |      |

|                               |   |           |   |   |     |               |   |   |                                       |    |      |
|-------------------------------|---|-----------|---|---|-----|---------------|---|---|---------------------------------------|----|------|
| 特殊印刷物等の輸送に伴う伴走警備              | 契約担当役 本木章喜<br>独立行政法人大学入試センター<br>東京都目黒区駒場2-19-23 | 平成20年5月1日 | - | 試験問題等の特殊印刷物の輸送警備は、その性質上、絶対的に秘密を要するものであり、警備体制、警備日時等を公開することができないため。(会計規則第47条第1項第1号)   | 非公表 | 107,663,649   | - | - | 秘密を保持しかつ当該契約を履行することが可能な者と契約するものであるため。 | 15 | 単価契約 |
| 平成21年度大学入試センター試験 試験問題冊子他      | 契約担当役 本木章喜<br>独立行政法人大学入試センター<br>東京都目黒区駒場2-19-23 | 平成20年6月2日 | - | 試験問題は、その性質上絶対的に秘密を要するものであり、機密漏洩に対し万全の体制が整っている事業者としか契約できないため。(会計規則第47条第1項第1号)  | 非公表 | 1,548,048,825 | - | - | 秘密を保持しかつ当該契約を履行することが可能な者と契約するものであるため。 | 15 |      |
| 平成21年度大学入試センター試験点字試験問題等 印刷・製本 | 契約担当役 本木章喜<br>独立行政法人大学入試センター<br>東京都目黒区駒場2-19-23 | 平成20年6月6日 | - | センター試験の点字試験問題の作成に当たっては、試験問題であることから絶対的に秘密を要するものである。また、点字製版印刷は、特殊な印刷であるためこれを行える事業所は限られており、その中で機密を保持できる施設・設備を有するのは当該業者のみであるため。(会計規則第47条第1項第1号) | 非公表 | 17,538,160    | - | - | 秘密を保持しかつ当該契約を履行することが可能な者と契約するものであるため。 | 15 | 単価契約 |

〔記載要領〕

1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成20年度に締結した契約のうち、平成21年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
4. 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1~12)の番号を記載する。その他以下に該当する番号を記載する。
  - ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
  - ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
  - ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
  - ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
  - ・特例政令

随意契約事由別 類型早見表

| 随 意 契 約 事 由  | 類型区分 |
|--|------|
| <p>≪競争性のない随意契約によらざるを得ない場合≫</p>   |      |
| <p><b>イ 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるもの</b></p>   |      |
| (イ)法令の規定により契約の相手方が一に定められているもの  | 1    |
| (ロ)条約等の国際的取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの  | 2    |
| (ハ)閣議決定による国家的プロジェクトにおいて、当該閣議決定により、その実施者が明示されているもの                                      | 3    |
| (ニ)地方公共団体との取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの   | 4    |
| <p><b>ロ 当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む。)</b></p> | 5    |
| <p><b>ハ 官報、法律案、予算書又は決算書の印刷等</b></p>  | 6    |
| <p><b>ニ その他</b></p>  |      |
| (イ)防衛装備品であって、かつ、日本企業が外国政府及び製造元である外国企業からライセンス生産を認められている場合における当該防衛装備品及び役務の調達等            | 7    |
| (ロ)電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)                        | 8    |
| (ハ)郵便に関する料金(信書に係るものであって料金を後納するもの。)   | 9    |
| (ニ)再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入   | 10   |
| (ホ)美術館等における美術品及び工芸品等の購入  | 11   |
| (ハ)行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの                                 | 12   |